

償却資産の申告手続き

1 申告が必要な方

事業（製造業、販売業、建設業、農林水産業、サービス業、不動産業などすべての事業）のために使用することができる償却資産を所有している方、又はこれらの償却資産を他の事業者にも事業用として貸付けている方。

2 申告方法及び申告書の記入方法

(1) 本年度初めて申告される方

令和7年1月1日現在、湖西市内で所有している事業のために使用することができる償却資産を、複写用紙「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記入し、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」と併せて提出してください。（詳細は別紙の記入例をご覧ください。）

(2) 前年度以前に「該当資産あり」の申告書を提出された方

「種類別明細書」に前年度以前に申告があった償却資産が印字されています。令和7年1月1日までに増加、及び減少した資産がある場合は必要事項を記入し、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」と併せて提出してください。（詳細は別紙の記入例をご覧ください。）

① 変更がない場合

所有資産に変わりがない場合でも申告が必要です。「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の取得価額欄にある「前年前に取得したもの(イ)」と同じ価額を「計(ニ)」にご記入ください。備考欄の「増減なし」に○を付けてください。

② 減少した資産がある場合

「種類別明細書」の減少した資産に赤線を引き、摘要欄に事由と異動年月を記入してください。「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の取得価額欄にある「前年中に減少したもの(ロ)」と「計(ニ)」にご記入ください。備考欄の「増減あり」に○を付けてください。

③ 増加した資産がある場合

増加した資産を複写用紙「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記入してください。「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の取得価額欄にある「前年中に取得したもの(ハ)」と「計(ニ)」にご記入ください。備考欄の「増減あり」に○を付けてください。

④ 訂正する資産がある場合

「種類別明細書」の該当資産の訂正する箇所に赤字で訂正してください。

3 注意事項

- 亡くなられた方の申告については、令和6年12月31日以前に亡くなられた場合は「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の所有者欄の氏名を法定相続人の氏名へ訂正し、令和7年1月1日以降に亡くなられた場合は所有者欄の氏名を訂正せずにご申告ください。
- 所有者が亡くなり廃業した場合は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄の「廃業」に○を付け、「死亡による廃業」と記入してご申告ください。廃業届も併せてご提出ください。
- 申告書の課税標準額合計欄は1,000円未満で切り捨てせず、1円単位まで記入してご提出ください。
- 免税点（課税標準額の合計が150万円未満）の場合でもご申告ください。
- 正当な理由がなく申告されなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収することがあります。また、虚偽の申告をされた場合、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金を科されることがあります。

4 償却資産とは

固定資産税にいう償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の有形固定資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ1個又は1組の取得価額（付帯費用含む）が10万円以上であり、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上損金又は必要な経費に算入される事業用の資産をいいます。ただし、10万円未満であっても固定資産勘定に計上した資産は申告の対象になります。

また、減価償却期間が終了し残存価額のみが計上されている資産についても、その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、課税対象となります。ただし、無形固定資産（鉱業権や漁業権、特許権、ソフトウェアなど）や、自動車税や軽自動車税の課税客体（自動車、軽自動車、小型特殊自動車など）は除きます。

5 償却資産の課税対象となる資産の種類

資産の種類		課税の対象となる主な資産
1	構築物	駐車場の舗装、緑化施設、門、ブロック塀、フェンス、広告塔、煙突、ビニールハウス、テント倉庫、屋外排水溝、自転車置き場、岸壁、棧橋、カーポート、外構など
	建物付属設備	受変電設備、簡易間仕切り、屋外給排水設備、屋外照明、広告設備、電気・ガス・給排水等の引込工事、冷凍倉庫における冷却設備、パッケージエアコン、賃借人(テナント)が施工した設備など
2	機械及び装置	工作機械(旋盤等)・印刷機械・土木建設機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車(建設機械、陸運局の登録の有無を問わない)、機械式駐車設備、太陽光発電設備など 〔※欄外の区分表参照〕
3	船舶	ボート、漁船、釣船、遊覧船、はしけなど
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船など
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(建設機械以外、陸運局の登録の有無を問わない)、トラクター・コンバイン等の農耕作業用大型特殊自動車など 〔※欄外の区分表参照〕
6	工具、器具及び備品	切削工具、測定工具、計算機、金庫、机、イス、陳列棚、観賞用・興行用生物など

大型特殊自動車の区分表

(下記に該当しないものは小型特殊自動車であり、軽自動車税の対象となる)

一般用・建設用	次の要件を1つでも満たす車両 長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度15km/hを超えるもの
農耕作業用	最高速度が毎時35km以上のもの

ナンバープレートの分類番号による大型特殊自動車(建設機械)の区分表

(ナンバープレートのないものも償却資産申告の対象となる)

建設機械	「0」「00～09」及び「000～099」の車両
建設機械以外	「9」「90～99」及び「900～999」の車両

※次のような資産も申告の対象となります。

- ① 租税特別措置法を適用して取得された即時償却資産
- ② 決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 償却済資産(減価償却を終わり、残存価額のみとなっている資産)
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産で、申告する年の1月1日現在完成している資産
- ⑤ 遊休資産、未稼働資産(いつでも稼働できる状態の資産)
- ⑥ 簿外資産(帳簿には記載されていないが、所有している資産)
- ⑦ 追加的支出のうち「改良費(資本的支出)」に該当するもの
- ⑧ 福利厚生施設・社員研修施設
- ⑨ 家屋の課税対象ではない建物や構築物(簡易物置、自転車置き場、立体駐車場、テント倉庫、賃貸住宅に附設した外構設備・駐車場舗装等)

※太陽光発電設備について

太陽光発電設備は申告の必要があります。（住宅用の場合も10Kw以上の太陽光発電設備で、売電している場合は申告が必要です。）

なお、令和6年4月1日～令和8年3月31日の期間に「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得し、固定価格買取制度の認定を受けていない設備については、税の軽減措置があります。軽減措置を受けるためには、補助事業者が交付する「補助金交付決定通知書」の添付が必要になります。（取得日、出力規模によって特例率が変わります）

※先端設備導入計画について

中小企業の生産性向上に向けた取り組みを支援するため、地方税において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。中小事業者等が適用期間内に、湖西市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の特例を受けることができます。

令和5年度の税制改正により、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得される資産については新たな固定資産税の特例制度の適用対象となります。

※詳細は別紙「先端設備等導入計画について」をご確認ください。

6 償却資産の課税対象とならない資産の例

- ①少額資産等
- ②観賞用・興行用でない生物
- ③無形固定資産（鉱業権や漁業権、特許権、ソフトウェアなど）
- ④自動車税及び軽自動車税の課税対象（自動車及び軽自動車・小型特殊自動車・原動機付自転車）
- ⑤「家屋」として固定資産税の課税対象となるもの

家屋と償却資産の区分の例		
設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備		
1 照明設備	屋外設備、ネオンサイン、投光器、スポットライト	屋内設備
2 自家発電設備	発電機、蓄電池、無停電電源設備	屋内配線
3 受変電設備(キュービクル)	屋外配線、変圧器、受電盤、配電盤	屋内配線
給排水設備	屋外設備、引込工事、生産・事業用設備	屋内配管
衛生設備	サービス設備(洗濯、厨房設備等)、煙突	洗面器、ユニットバス、トイレ、システムキッチン
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル	火災警報装置、消火栓設備、スプリンクラー装置
運搬設備	立体駐車場設備、クレーン設備、垂直搬送設備、ベルトコンベア、リフト	エレベーター、エスカレーター
造作設備	カウンター、陳列棚、金庫、パーテーション(簡易間仕切り)、カーテン・ブラインド	家屋と一体になっているもの

7 少額資産の取り扱いについて

所得税・法人税における少額資産の、償却資産申告における取り扱いとは下記をご確認ください。

取得価額 所得税・法人税	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却資産	申告対象			
中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法摘要資産)	申告対象			
一時損金算入	対象外			
3年一括償却	対象外			

8 所得税・法人税の取り扱いと異なる項目

固定資産税の課税対象となる償却資産の範囲や評価方法については、おおむね所得税や法人税の取扱いと同様ですが、一部異なる部分がありますので、下記の比較表を参考にしてください。

項目	固定資産税（償却資産）	所得税・法人税
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却、割増償却、 即時償却の制度	×	○
増加償却の制度	○	○
評価額の最低限度	取得価額の5/100	1円（備忘価額）
改良費（資本的支出）	区分評価	合算評価

9 電子申告

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる電子申告の受付を行っています。このシステムは、インターネットでオフィスや自宅から申告できますので、ぜひご利用ください。電子申告の利用にあたっては、eLTAXウェブサイト（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※eLTAXの概要、利用のための手続、操作方法に関するお問合せ先
 eLTAXヘルプデスク 受付時間：9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）
 電話0570-081459 又はeLTAXウェブサイトへお問合せください。

10 課税標準の特例

課税標準の特例に該当する資産を新たに所有された方は、申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）にその旨を記載し、特例内容を証明する資料（申請書や認定書の写しなど）を添付してください。

11 その他

申告内容に関するお問合せは、下記までお問い合わせください。

湖西市役所 税務課 資産税係
 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地
 Tel. 053-576-1217